

美浜町議会基本条例（案）への意見募集結果について

No.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	議会の考え方
1	条例の表記について	1 全体的な考え方・取り組みには賛同しますが、議員の行動指針の向上が目的ととらえられるところがあり、条例としては表記があいまいなのではないか。 2 第2条の「町長など」と第14条の「町長等」では整合性を図る必要があるのではないか。 3 第10条の「町民と議員が自由に意見を交換する町民と議会の対話集会を」は、「町民と議員が自由に意見を交換する対話集会を」で必要十分ではないか。 4 第14条の反問について、但し書きで、「ただし、議長が許可をした場合においても、その反問の内容が適切でないと議長が判断したときには、議長はその発言を制止する権限を有します。」を加えるべきではないか。 5「住民」ではなく「町民(市民)」と表現した意図は。	1 本来条例の表記は、「・・・しなければならない。」「・・・とする。」「・・・による。」など言い切る表記です。しかし、本条例は、議会を町民の皆様に親しみやすくわかりやすくしていくため、「・・・に努めます。」「・・・します。」「・・・できます。」などの表記とさせていただきました。ただし、目次の前文第1章から始まる見出しの表記につきましては、分野的テーマであるため、文末に動詞を用いていません。そのため、見出しの表記につきましては、そのままとさせていただきました。 2 第14条の「町長等」は一般質問に対することであるため、第2条の「町長など」とは必ずしも整合性はありません。従いまして、第14条の「町長等」を「議長からの本会議への出席を要請された町長及び執行機関の職員」に改めさせていただきます。 3 第10条の「町民と議員が自由に意見を交換する町民と議会の対話集会を」につきまして、議会としましては、特に意図はありません。従いまして、「町民と議員が自由に意見を交換する対話集会を」に改めさせていただきます。 4 第14条の但し書きの加除につきまして、議会としてもたいへん危惧していた部分であります。従いまして、ご意見のとおり第14条に「ただし、議長が許可をした場合においても、その反問の内容が適切でないと議長が判断したときには、議長はその発言を制止する権限を有します。」を加えさせていただきます。 5 本町には立派な町民憲章があります。そちらと同じ表現を採用いたしました。

2	町議会議員の位置づけは	現状では、町民（区民）の生活等に係る問題、苦情、相談がある場合は、町民（区民）から一度区に連絡があり、内容等を精査したのち、区から町に連絡するパターンがほとんどである。また、町の直接の業務も、町民（区民）が町に連絡すると、「区を通してください。」と回答をしていることがよくある。確かに、次年度以降の地域内の新規施設の設置や、道路等の修繕の予算要望を区から提出していることから、区に対しての配慮もあると思うが、相談や苦情内容によっては、区を通すことに疑義を感じることもある、そんな町民（区民）と区、区と町、区と町議会議員の関係の中で、町議会議員の位置づけはどうなっているのか。	町民（区民）から区への相談や苦情について、町民（区民）から区、区から町へと連絡する順番です。町民（区民）と区及び町議会議員の関係の中で、町民（区民）からの苦情や相談は、内容を確認し誤解や勘違いがないよう、よく区と町議会議員は連携して、区から町に働きかけていきたいと考えております。
3	将来の自治体運営に支障がないようにしてください。	美浜町議会基本条例を遂行するにあたり、数年経過後に町民協働や町民参加（参画）の声が大きくなり「町民」の定義の変更（外国人OKなど）や住民投票の必要性が高まり若年層や外国人の投票権が認められる自治基本条例や住民参加条例の必要性を訴える左翼系の個人や団体が現れ、自治基本条例の制定へいたってします可能性はある。こうなると行政運営に支障が起こり、自治体が崩壊する危険性があるため、十分な検討が必要である。	議会基本条例の制定により、住民参加条例や行政基本条例、そして自治基本条例の制定に至ってしまった事案につきまして、改めて議会の立法機能の重要性を議員ひとりひとりが感じました。そのため、議員は本条例も含め条例に関する事案について、自治体の崩壊につながらないよう慎重に審議していきたいと考えています。
4	条例化という形で成果を。	基本条例の主旨はよく理解でき、賛同します。特に第4条に明記しているように議会は唯一の立法機関です。地域特有の問題点を把握し、条例化という形で成果を具体的に示してほしい。	議会としましても町民との対話集会で地域特有の問題点などをお聞きし、区とともに内容を精査したうえで、町に働きかけていきたいと考えております。

5	町民との対話集会の開催に期待する。	町民との対話集会の開催に期待します。その際、政策について住民をまじえて議論する場となるようお願いします。基本条例の主旨はよく理解でき、賛同します。	議会といたしましても、町民との対話集会で、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、町民の多彩な意見を把握し、また町政に反映されるため意見交換をしたいと考えております。
---	-------------------	---	---